第5回

議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会

会議資料



日時:平成20年8月21日(木)午前9時30分から

場所:小林市社会福祉センター2階大会議室

小林市・高原町・野尻町合併協議会

第5回議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会 会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 委員長あいさつ
- 3 小委員会の運営について
 - (1) 公開・非公開について
 - (2) 会議録署名委員の指名
- 4 協議
 - (1) 議会の議員の定数及び任期等について
 - (2) 農業委員会の委員の定数及び任期等について
- 5 その他

確認事項について

- ○次回以降小委員会開催について
- 6 閉 会

< 目 次 >

1	第5回議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会 会議次第・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
2	会議資料目次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
3	協議 (1)議会の議員の定数及び任期等について・・・・・・・P3
4	【参考資料】 議員定数(他市の状況) ・・・・・・・・・・・・・ P 4
5	協議 (2) 農業委員会の委員の定数及び任期等について・・・・・・P8
6	【参考資料】 3市町の現況・・・・・・・・・・・・・P9
7	農業委員会委員の原則・特例比較表・・・・・・・・・・・・・・ P 1 0
(8)	確認事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

協議

(1)議会の議員の定数及び任期等について

特例有無			条件等			
特例適用な	地方自治法第 91 条適用		選挙区設置 () は定数	条例改正 時期	概要	
	なし	一般選挙	新小林市(24)	合併前	合併後最初の一般選挙時に新市選挙区にて一般選挙	
	あり	増員選挙	高原町(3)野尻町(3)	合併前	合併後50日以内に各町選挙区にて増員選挙	
	あり	増員選挙	高原町・野尻町(6)	合併前	合併後50日以内に合同選挙区にて増員選挙	
し	あり	増員選挙	新小林市(6)	合併前	合併後50日以内に新市選挙区にて増員選挙	
	あり	一般選挙	新小林市(30)	合併後	合併後最初の一般選挙時に新市選挙区にて一般選挙	
	合併特例法第8条第3項		小林市(24)現職残任	合併前	合併後50日以内に各町選挙区にて増員選挙	
定	增員選挙		高原町(6)		小林市議員の残任任期まで在任。その後の一般選 からは新市選挙区にて一般選挙。定数は24名。	
定数特例			野尻町(5)		がらは利用選手区にて「放送手。足数は24石。	
	合併特例法第8条第5項		小林市(24)現職残任		合併後50日以内に各町選挙区にて増員選挙	
	増員選挙		高原町(6)	合併前	│小林市議員の残任任期まで在任。その後の一般選挙	
			野尻町(5)		も定数特例を適用。	
	合併特例法第9条第1項第2号		小林市(24)現職残任…①	合併前	小林市議員の残任期間に限り、新市議員としてその ままの定数で在任。	
	_		高原町(10)①の期間まで在任		合併後最初の一般選挙時に新市選挙区にて一般選	
┃在 ┃仟			野尻町(10)①の期間まで在任		挙。定数は24名。	
在任物	合併特例法第9条第3項		小林市(24)現職残任…①		小林市議員の残任期間に限り、新市議員としてその ままの定数で在任。 合併後最初の一般選挙時に定数特例を適用。選挙区	
	_		高原町(10→6)①の期間まで在任(10名) その後定数特例(6名)	合併前		
			野尻町(10→5)①の期間まで在任(10名) その後定数特例(5名)		は3区。	

(2) 農業委員会の委員の定数及び任期等について

① 前回までの確認事項

- 〇高原町・野尻町の農業委員会は、小林市の農業委員会に統合する。 (新小林市に、1つの農業委員会を置く。)
- 〇高原町・野尻町の農業委員会の委員のうち、選挙による委員は、市町村の合併の特例 等に関する法律第11条第1項第2号の規定により、小林市の農業委員会の委員の残任 期間に限り、引き続き在任するものとする。
- 〇在任特例期間終了後は、小林市域・高原町域・野尻町域それぞれを選挙区とする。 (新小林市に、3選挙区を設ける。)

② 協議事項

○在任特例期間終了後の、各選挙区における委員の定数について

○在任特例期間中の高原町・野尻町の委員の報酬について

●3市町の現況

	区分	小林市高原町		野尻町	合計
委員数	選挙による委員数 (法第7条)	22 名	8名	6 名	36 名
	法 12 条第 1 号委員数 (農協・共済・土地改良区)	3名	3 名	3 名	9名
	法 12 条第 2 号委員数 (議会推薦学識経験者)	4 名	1 名	2 名	7名
	計	29 名	12 名	11 名	52 名
	年数				
任 期	始期	H19. 3. 20	H20. 7. 20	H20. 7. 20	
	終期	H22. 3. 19	H23. 7. 19	H23. 7. 19	
選挙	選挙区数	1	1	3	5
	会長	58, 500 円	52,000円	82, 200 円	
報 酬	会長代理(副会長)	46, 500 円	36, 700 円	51, 300 円	
	委員	43, 500 円	32, 500 円	46, 300 円	

●農業委員会委員の原則・特例比較表

区 分			選挙委員			選任委員	要件等
			選出方法等	定数	任期	- 远江安兵	女口寸
		原則	編入した市 しの委編入 は存続。編入 された すの 失職。	編入した市 町村の従前 の定数	編入した市 町村の従前 の委員の残 任期間	編入した市町村の委員は存続。編入された市町村の委員は失職。	_
		在任特例	存続。ただし、右記の定数を超えるときは、選挙 委員全員で 互選。	町村の従前 の定数+協 議により、4	編入した市 町村の従前 の委員の残 任期間	編入した市町村の委員は存続。編入された市町村の委員は失職。	_
合のに上業会く併新2の委を場を市以農員置	従区異たご委を場前域な区と員置合のとっ域に会く	原則	各委員会ごとに選挙	各委員会ごとに条例で定める数	3年	新たに選任	新市の区域 面 積 24,000ha ま たは農地面 積 7,000ha を超えるこ と。
		在任特例	存続。ただ し、右記の定 数を超え、選挙 委員全 互選	とに80を 超えず10		新たに選任	新市の区域 面 積 24,000ha ま たは農地面 積 7,000ha を超えるこ と。
	従区と員置合のご委を場	特例	従前の表員は、 それぞれる 委員となって 存続	従前の定数	従前の各委 員会の委員 の残任期間	従前の市町村の委員は、それぞれ新委員会の委員となって存続。	面 積 24,000ha ま

確認事項

○ 第6回議会議員・農業委員取扱い小委員会開催について

日 時:平成20年8月28日(木) 午前9時30分~

場 所:高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」中研修室